

各 位

上場会社名 NANO MRNA 株式会社 代 表 者 代表取締役社長 秋永 士朗 (コード番号: 4571) 問合せ責任者 執行役員 CFO 藤本 浩治 (TEL. 03-6432-4793)

(開示事項の変更) 商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年10月8日付当社プレスリリース「SBI 証券・SBI 新生企業投資との業務提携を通じた投資事業への参入、会社分割によるホールディングス体制への移行(当社特定子会社の設立)、定款の一部変更(商号及び事業目的の変更)及び臨時株主総会招集のための基準日等の設定並びに第22回新株予約権(行使価額修正条項付)の第三者割当による発行及び私募債の発行に関するお知らせ」にてお知らせした「VI. 投資事業を推進するプラットフォーム体制構築に向けたホールディングス化」「7. 商号の変更について」の内容を一部変更し、「VI. 投資事業を推進するプラットフォーム体制構築に向けたホールディングス化」「8. 定款の一部変更について」の内容を一部変更及び追加したうえで、2025年12月11日に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、商号の変更及び定款の一部変更に関し、今回の変更及び追加に係る箇所につきましては二重線を付して表示しております。

記

#### (変更及び追加前)

VI. 投資事業を推進するプラットフォーム体制構築に向けたホールディングス化

<中略>

- 7. 商号の変更について
- (1)変更の理由

当社の持株会社体制への移行に伴い、商号変更を行います。

(2) 新商号(英文表記)

Nano Holdings 株式会社 (英文表記: Nano Holdings, Inc.)

(3) 変更予定日

2026年4月1日

※本商号変更は、2025 年 12 月 11 日開催予定の本臨時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

- 8. 定款の一部変更について
- (1) 定款変更の理由

上記記載の持株会社体制への移行<u>及び</u>商号変更を行うため、現行定款の第1条(商号)及び第2条(目的)を変更いたします。

### (2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現在の定款

<後略>

## (変更及び追加後)

VI. 投資事業を推進するプラットフォーム体制構築に向けたホールディングス化

<中略>

- 7. 商号の変更について
- (1)変更の理由

当社の持株会社体制への移行に伴い、商号変更を行います。

(2) 新商号(英文表記)

NANO ホールディング<u>ス</u>株式会社(英文表記: Nano Holdings, Inc.)

#### (3) 変更予定日

#### 2025年12月11日

※本商号変更は、2025年12月11日開催予定の本臨時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

- 8. 定款の一部変更について
- (1) 定款変更の理由
- ア 当社は、2025年10月8日付当社プレスリリース「SBI 証券・SBI 新生企業投資との業務提携を通じた投資事業への参入、会社分割によるホールディングス体制への移行(当社特定子会社の設立)、定款の一部変更(商号及び事業目的の変更)及び臨時株主総会招集のための基準日等の設定並びに第22回新株予約権(行使価額修正条項付)の第三者割当による発行及び私募債の発行に関するお知らせ」にてお知らせした投資事業への参入を含め、新たに金融サービス分野への本格参入を図るため、ホールディングス体制(商号変更後「NANO ホールディングス株式会社」)に移行し、持株会社・ファンド機能とバイオベンチャー運営を統合した革新的なビジネスモデル「ヘルスケア分野でのコングロマリット」を目指します。

金融サービス分野のうち投資事業においては、当社が新設する子会社「Nano Bridge Investment 株式会社」が SBI 新生企業投資株式会社と共同でファンドを運営し、主に RNA 創薬、再生医療、AI 創薬、新規 DDS(ドラッグ・デリバリー・システム)技術、医療機器、デジタルヘルスなどの先端革新的な技術を持つ企業を戦略的に買収し、開発を加速することにより企業のバリューアップを行います。当社のバイオ・ヘルスケア領域における専門性と、株式会社 SBI 証券・SBI 新生企業投資株式会社の金融・投資ノウハウを融合させることで、グループ全体での企業価値の向上に向けた取り組みを行ってまいります。

<u>上記のホールディングス体制への移行、商号変更及び金融サービス分野への本格参入を行うため、</u>現行定款の第1条(商号)及び第2条(目的)を変更するものであります。

- イ 株主総会の柔軟な運営を図ることを目的に、株主総会の招集権者及び議長を定款で定めず、あらか じめ取締役会の決議をもって選定した取締役を株主総会の招集権者及び議長とすることとし、現行定 款第13条(招集権者及び議長)について所要の変更を行うものであります。
- ウ 今後の事業規模拡大及び経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第 18 条 (員数) に定める取締役の員数を8名以内から10名以内に変更するものであります。
- 工 取締役会の柔軟な運営を図ることを目的に、取締役会の招集権者及び議長を定款で定めず、あらか じめ取締役会の決議をもって選定した取締役を取締役会の招集権者及び議長とすることとし、現行定 款第23条(取締役会の招集権者及び議長)について所要の変更を行うものであります。

#### (2) 定款変更の内容

#### (下線は変更部分を示します。) 現在の定款 変更案 第1条(商号) 第1条(商号) 当会社は、NANO ホールディングス株式会社と称 当会社は、NANO MRNA 株式会社と称し、英文で は、NANO MRNA Co., Ltd. と表示する。 し、英文では、Nano Holdings, Inc. と表示す 第2条(目的) 第2条(目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 当会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を 営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国にお ける組合に相当するものを含む。)、その他これ らに準ずる事業体の株式又は持分を所有するこ とにより、当該会社等の事業活動を支配・管理 することを目的とする。 1 医薬品、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬 1 医薬品、再生医療等製品、医療用具、化粧 の研究開発業務及びその受託 品、診断薬及び試薬の研究開発業務及びその受 2 医薬品、医療用具、食料品、化粧品の新製品 2 医薬品、再生医療等製品、医療用具、食料 品、化粧品の新製品の開発に関するコンサルタ の開発に関するコンサルタント業務 ント業務 3 医薬品、医療用具、食料品、化粧品、診断薬 3 医薬品、再生医療等製品、医療用具、食料 及び試薬の輸出入及び販売 品、化粧品、診断薬及び試薬の輸出入及び販売 4 医薬品、医療用具、化粧品、診断薬及び試薬 4 医薬品、再生医療等製品、医療用具、化粧 品、診断薬及び試薬の製造 の製造 5 有価証券の取得、保有及び運用 〈新設〉 〈新設〉 6 投資事業有限責任組合その他投資を目的とす る組合その他のファンドの組成、管理及び運営 7 投資事業有限責任組合その他投資を目的とす 〈新設〉 る組合その他のファンドの財産の運用及び管理 8 投資事業有限責任組合その他投資を目的とす <新設> る組合その他のファンドの持分の募集、私募及 9 自己資金及びファンド資金による国内外企業 〈新設〉 への投資、M&A、企業再編、事業再生・事業 10 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等 **〈新設〉** 〈新設〉 11 金銭の貸付け、債務の保証及び引受け、各 種債権の売買並びにその他の金融業 12 投資先への経営及び技術の指導 〈新設〉 〈新設〉 するコンサルタント業務 14 上記に関連する一切の業務 5 上記に関連する一切の業務 第13条(招集権者及び議長) 第13条(招集権者及び議長) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長と なる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ 取締役会の定める順序により、他の取締役が株主 総会を招集し、議長となる。

13 IR (投資家向け広報)及び広報PRに関

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除 き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が これを招集し、議長となる。

2. 当該取締役に欠員又は事故があるときは、あ らかじめ取締役会において定めた順序により、他 の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

# 第18条(員数)

当会社の取締役は8名以内とする。

が取締役会を招集し、議長となる。

# 第23条(取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2.取締役社長に欠員又は事故がある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役

第18条(員数) 当会社の取締役は10名以内とする。

# 第23条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が これを招集し、議長となる。

2. 当該取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

<後略>

以 上